

「経営・管理」許可基準に係る見直しについて

		従前の要件	改正後要件
①	資本金・出資総額	500万円	3,000万円
②	経歴・学歴(経営者)	なし	経営・管理経験3年以上(注2) 又は 経営管理若しくは経営する事業分野に関する修士相当以上の学位を取得していること
③	雇用義務	なし (資本金の代替要件として2人以上の雇用要件)	1人以上の常勤職員の雇用を義務付ける(注3)
④	日本語能力	なし	申請者又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語能力を有すること(注4)
⑤	在留資格決定時における専門家の確認	なし	新規事業計画について経営に関する専門的な知識を有する者の確認を義務付ける(上場企業相当規模の場合等を除く。)

(注1)既に在留中の者には施行後3年を経過した後の最初の在留期間更新許可申請時以降は、原則として改正後の上陸許可基準への適合を求める。

(注2)「経営・管理経験」には、在留資格「特定活動」に基づく起業準備活動を含む。

(注3)「常勤職員」には、法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除くこととされており、対象は、日本人、特別永住者及び法別表第二の在留資格をもって在留する者(「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」)となる。

(注4)相当程度の日本語能力として、CEFR・B2相当等を想定している。

なお、ここでいう「常勤職員」の対象には、法別表第一の在留資格をもって在留する外国人も含まれる。